

札幌市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱

(平成 28 年 3 月 31 日子ども未来局長決裁)

一部改正 令和元年 9 月 30 日

一部改正 令和 2 年 3 月 31 日

一部改正 令和 6 年 10 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として札幌市が定める実費徴収に係る費用（以下「実費徴収額」という。）の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とし、当該事業を実施する事業者に対し、札幌市が予算の範囲内においてその経費の一部を補助することについて必要な事項を定める。

(補助の内容)

第 2 条 低所得者で生計が困難である教育・保育給付認定保護者の子どもが、法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、法第 28 条法第 1 項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育又は法第 30 条第 1 項第四号に規定する特例保育の提供を受けた場合において、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき実費徴収額に対して、札幌市がその一部を補助する。

(補助対象者)

第 3 条 札幌市に在住している生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯である教育・保育給付認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これに準ずる者として市長が認める教育・保育給付認定保護者（以下「対象者」という。）とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費は、食材料費以外の実費徴収額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 13 条第 4 項及び第 43 条第 4 項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。）

(実施方法)

第5条 実施方法は、以下のいずれかの方法による。ただし、私立の特定・教育保育等を提供する施設（以下「私立対象施設」という。）は（１）に限る。

- （１）対象者に係る前条に規定する実費徴収額を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、札幌市が当該軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法。
- （２）対象者が施設・事業所に支払った前条に規定する実費徴収額について、札幌市より対象者に対して当該実費徴収額に相当する額を補助する方法。

(補助金の算定額)

第6条 補助金の額は、別表１に定める実費徴収単価に対象月数を乗じて得た額と実際の実費徴収額合計を比較していずれか低い方の額とする。ただし、児童一人あたりの月額の上限は、別表１に定める。また、月途中に対象者が入退所する場合には、一月として計算するものとする。

(申請手続)

第7条 補助金の申請手続は、以下のいずれかの方法による。

- （１）補助金の交付を受ける私立対象施設は、「札幌市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書（私立）」（様式１）に必要書類を添えて、別表２に定める期日までに提出しなければならない。
- （２）公立の特定・教育保育等を提供する施設（以下「公立対象施設」という。）を利用する対象者は、「札幌市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書（公立）」（様式７）に必要書類を添えて、利用する公立対象施設を経由して、別表２に定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助することが適当であると認めるときは補助金額を決定し、私立対象施設には「札幌市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付決定通知書（私立）」（様式９）又は「札幌市実費徴収に係る補足給付事業補助金却下通知書（私立）」（様式１０）を、公立対象施設を利用する対象者には「札幌市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付決定通知書（公立）」（様式１１）又は「札幌市実費徴収に係る補足給付事業補助金却下通知書（公立）」（様式１２）を通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条により補助金額を決定したときは、私立対象施設には補助事業者の申出に基づき概算交付し、公立対象施設を利用する対象者には第11条による補助交付額の通知後、

速やかに交付するものとする。

(実績報告)

第 10 条 私立対象施設は、「札幌市実費徴収に係る補足給付事業補助金実績報告書」(様式 4) に必要書類を添えて、別表 2 に定める期日までに実績報告しなければならない。

(補助額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査を行った上で、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、「札幌市実費徴収に係る補足給付事業補助金確定通知書」(様式 13)により通知する。

(補助金の精算)

第 12 条 市長は、前条に定める補助金の確定額が既に交付した補助金額を超えるときは、確定額に不足する額を交付し、満たないときは期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、対象施設が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) その他、補助が不適当と認められる事実があったとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、対象施設に対する補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(報告及び調査)

第 15 条 補助金の交付を受けた施設・事業所は、その補助金に係る経理状況を明らかにしておかなければならない。

2 市長が、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた設置者に対し、補助金に関する報告書の提出を求め及び実地に調査することができる。

(秘密の保持等)

第 16 条 施設・事業所は、申請に係る補助対象者の情報等、事務取扱には慎重を期すとともに、

事業の遂行に当たって知りえた事項をみだりに他に漏らしてはならない。

(委 任)

第 17 条 この要綱の実施に当たり、その他の必要な事項は本事業を所管する部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 17 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

<別表 1>実費徴収単価

児童 1 人当たり月額	2,700 円
-------------	---------

<別表 2>期日

(私立対象施設) 申請期日	5 月 31 日
(公立対象施設) 申請期日	3 月 31 日
実績報告期日	3 月 31 日

※ (私立対象施設) 止むを得ない事情により申請期日後に申請があった場合は、申請期日後においても受理するものとする。